

# こども園への入園について

## 【認定こども園とは】

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育園の機能や特長を合わせもち、地域の子育て支援を行うところです。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、3歳以上児は保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

## 【認定こども園入園の基準】

教育標準時間認定(1号認定)については、満3歳以上であればどなたでも入園できます。

保育認定(2号認定・3号認定)を受けることができるのは、満1歳以上で、保護者のいずれもが以下(1)～(10)に該当する場合です。なお、以下に該当する場合であっても、他に児童の保育をできる人がいる場合は、入園できないことがあります。

(1)就労	家庭外での労働及び家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をしている。
(2)母親の出産	妊娠中であるか、また出産後間がない。 (産前2カ月と産後8週間経過後の月末まで)
(3)病気、負傷	疾病、負傷、または心身に障害がある。
(4)病人の看護	長期にわたる疾病、または心身に障害のある同居の家族を常時介護している。
(5)家庭内の災害	火災、風水害、震災などの災害の復旧にあたる。
(6)求職活動	仕事を探している。(3カ月間)
(7)就学	学校教育法に基づく学校等で就学している。
(8)虐待やDVのおそれがある。	
(9)育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続して利用が必要である。
(10)その他	上記に類する状態として町長が認める場合。

※申し込みの際に、上記のことを証明できる書類を提出していただきます。

(注釈) 父母が育児休業を取得している期間は、新規入園・転園はできません。

(注釈) 草津町以外の方が草津町こども園への入園を希望される場合、お住まいの区市町村が申し込み・相談窓口となります。なお、入園申し込みには一定の制限があります。

## 【入園までの流れ】

### 1. 入園申し込み

支給認定申請書(保育所入所申込書兼児童台帳)に必要事項を記入し、添付書類を添えてこども園またはこどもみらい課へ提出してください。

### 2. 調査

保育にあたることができない状況を担当者が調査します。電話や訪問によりお話を伺うこともありますので、ご協力ください。

### 3. 面接

こども園において、集団保育が可能かどうか面接を行います。

### 4. 入園の決定

入園決定者へはこども園から「入所承諾書」等を送付します。

入園できない方には、「入所不承諾通知書」を郵送してお知らせいたします。

### 5. 入園当初は、こども園に無理なくなじめるように短い保育時間からスタートします。

※事実と違う申し立てをした場合には、入園を取り消すことがあります。

必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができません。

#### 【申し込みに必要な書類】

#### 1. 「支給認定申請書(保育所入所申請書兼児童台帳)」

#### 2. 保護者の方がお子さんの保育にあたれない状況を証明する書類

(ご両親とも、それぞれ該当する書類を提出してください。)

保護者の状況	提出する書類
(1)働いている場合	勤務証明書・自営(従事者)申立書
(2)病気や心身の障害がある場合	診断書・障害者手帳等
(3)病人や心身障害者の看護・介護にあたっている場合	病人や心身障害者の診断書・介護被保険者証写し、ケアプランの写し又は介護状況申告書・障害者手帳の写し等
(4)出産する場合	母子健康手帳(出産予定日がわかるページ)の写し
(5)大学等に通学している場合(趣味の講座・カルチャーセンター等は除く)	在学証明書・時間割・授業料払込の領収書等
(6)求職中の場合	求職状況調査票
(7)外国籍の方	在留カードの表裏の写し

#### 【入園期間】

保護者の方がお子さんの保育にあたれない事情により、決まります。

保護者の状況	入園期間
(1)働いている場合 (2)病気や心身の障害がある場合 (3)病人や心身障害者の看護・介護にあたっている場合 (4)大学等に通学している場合	小学校就学前までの必要な期間
(5)出産する場合	出産予定月及びその前後各2カ月の最長5カ月以内
(6)求職の場合	3カ月以内

※保護者の方の状況が変更になった場合、入園期間も変更となります。

入園期間が満了したときは、退園していただきます。

## 【保育時間】

1. 開所時間は、午前8時から午後7時までの11時間です。
2. 基本保育時間は、午前8時から午後4時までの間の8時間です。  
ただし、満1歳児から、保護者の勤務時間、通勤時間等の事情に応じ、開所時間の範囲内で保育時間を定めます。こども園園長またはこどもみらい課へご相談ください。
3. 入園後、お子さんが子ども園に無理なくなじめるように、短い保育時間(ならし保育)から徐々に通常の保育時間にしていきます、ご協力ください。

## 【保育料(利用者負担額)】

1. 子ども・子育て支援法の一部改正により令和元年10月1日から3歳以上児の保育料が無償化となりました。3歳未満児(3号認定)については、以下の保育料基準額表のとおりです。

保育料(利用者負担額)基準額表

各月初日の支給認定こどもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児(3号認定)	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護方による非保護世帯(単給世帯含)	0円	0円
第2	第1階層を	0円	0円
第3	町民税非課税世帯		
第4	除き、当該町民税均等割のみ課税	2,100円	2,000円
第5	町 30,000円未満	5,150円	5,000円
第6	町民 30,000円以上	8,800円	8,600円
第7	町民税 50,000円未満		
第8	所得 50,000円以上	16,750円	16,400円
第9	割 87,000円未満		
第10	課税 87,000円以上	25,250円	24,800円
第11	税 121,000円未満		
第12	額 121,000円以上	31,500円	30,900円
第13	157,000円未満		
第14	の町民税額 157,000円以上	37,300円	36,650円
第15	の区分が次 300,000円未満		
第16	の区分に該当する世帯 300,000円以上	58,850円	57,800円

※3歳以上児では保育料は無償ですが、教材費は別途かかります。

2. 3歳未満児には、上表の規定にかかわらず町独自の保育料軽減措置として3,000円上限で軽減します。

区 分	軽 減 額	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	2,100円	2,000円

第4階層	2,150円	2,100円
第5階層	2,250円	2,200円
第6階層	2,300円	2,250円
第7・8・9・10階層	3,000円	3,000円

3. 多子世帯の保育料軽減として兄弟で利用する場合など軽減があります。
4. ひとり親世帯・在宅障害児のいる世帯等についても階層により軽減があります。
5. 群馬県の補助事業として18歳以下の児童を3人以上扶養していて第3子以降の3歳未満児の保育料が無償化となります。(ただし、町税・保育料等滞納がある場合は対象外)

[お問い合わせ先]

草津町教育委員会 こどもみらい課

0279-88-0005

ベルツこども園

0279-88-3738